

川西市中心市街地活性化基本計画 新旧対照表（傍線赤文字部分は変更箇所）

変 更 後												変 更 前											
1. ～3. 略												1. ～3. 略											
◇4から8までに掲げる事業一覧												◇4から8までに掲げる事業一覧											
・全57事業（うち、再掲1事業）												・全56事業（うち、再掲1事業）											
事業 番号	再掲 事業 番号	事業 区分 （新規/ 継続）	事業名	実施主 体	支援 措置 区分	支援措置	支援主 体	目標（目標指標）				事業 番号	再掲 事業 番号	事業 区分 （新規/ 継続）	事業名	実施主 体	支援 措置 区分	支援措置	支援主 体	目標（目標指標）			
								目標1 （目標 指標 ①）	目標1 （目標 指標 ②）	目標2 （目標 指標 ③）	目標2 （目標 指標 ④）									目標1 （目標 指標 ①）	目標1 （目標 指標 ②）	目標2 （目標 指標 ③）	目標2 （目標 指標 ④）
4-1		新規	都市計画道路呉服橋本通り線道路改良事業	兵庫県、川西市	(3)	無電柱化推進計画事業補助制度	国土交通省	○	—	—	—	4-1		新規	都市計画道路呉服橋本通り線道路改良事業	兵庫県、川西市	(3)	社会資本整備総合交付金（道路事業）	国土交通省	○	—	—	—
4-2		新規	都市計画道路豊川橋山手線道路改良事業	兵庫県、川西市	(3)	交通安全対策補助制度（通学路緊急対策）	国土交通省	○	—	—	—	4-2		新規	都市計画道路豊川橋山手線道路改良事業	兵庫県、川西市	(3)	社会資本整備総合交付金（道路事業）	国土交通省	○	—	—	—
4-3		継続	市道3号道路改良事業	川西市	(3)	防災・安全交付金（道路事業）	国土交通省	○	—	—	—	4-3		継続	市道3号道路改良事業	川西市	(3)	防災・安全交付金（道路事業）	国土交通省	○	—	—	—
4-4		継続	自転車通行空間の整備事業	川西市	(3)	防災・安全交付金（道路事業）	国土交通省	○	—	—	—	4-4		継続	自転車通行空間の整備事業	川西市	(3)	防災・安全交付金（道路事業）	国土交通省	○	—	—	—
4-5		新規	市道4号道路改良事業	川西市	(3)	防災・安全交付金	国土交通省	○	＝	＝	＝	新規追加											
略												略											
7-2		新規	ペDESTリアンデッキ・川西能勢口駅周辺及び東側エリアまちづくり調査・研究事業	川西市、一般財団法人川西市まちづくり公社	(2)①	中心市街地活性化ソフト事業	総務省	○	—	—	—	7-2		新規	ペDESTリアンデッキ・川西能勢口駅周辺及び東側エリアまちづくり調査・研究事業	川西市、一般財団法人川西市まちづくり公社	(2)①	中心市街地活性化ソフト事業	総務省	○	—	—	—
7-3		継続	中心市街地空き店舗等出店支援事業	川西市	(2)②	地域未来交付金（地域未来推進型）	内閣府	○	—	—	◎	7-3		継続	中心市街地空き店舗等出店支援事業	川西市	(2)①	中心市街地活性化ソフト事業	総務省	○	—	—	◎
7-4		継続	中心市街地起業支援事業	川西市	(2)②	地域未来交付金（地域未来推進型）	内閣府				◎	7-4		継続	中心市街地起業支援事業	川西市	(2)①	中心市街地活性化ソフト事業	総務省	—	—	—	◎
略												略											
4. 土地区画整理事業、市街地再開発事業、道路、公園、駐車場等の公共の用に供する施設の整備その他の市街地の整備改善のための事業に関する事項												4. 土地区画整理事業、市街地再開発事業、道路、公園、駐車場等の公共の用に供する施設の整備その他の市街地の整備改善のための事業に関する事項											
〔1〕～〔2〕（2）②略												〔1〕～〔2〕（2）②略											
（3）中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業												（3）中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業											

【事業番号】 4-1【事業名】 都市計画道路呉服橋本通り線道路改良事業			
【事業実施時期】	平成 30 年度～令和 8 年度		
【実施主体】	兵庫県、川西市		
【事業内容】	寺畑 1 丁目地内等の都市計画道路呉服橋本通り線（県道）の道路拡幅及び歩道整備に伴う費用の一部を負担する。		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	目標① こどもが育ち、にぎわい息づくまちなか空間を創出する		
【目標指標】	目標指標① 歩行者・自転車通行量（休日）		
【活性化に資する理由】	寺畑 1 丁目地内等の都市計画道路呉服橋本通り線（県道）の道路拡幅及び歩道整備に伴う費用の一部を負担することで、歩行者等の快適な通行と安全・安心な空間を創出し、中心市街地の交通環境を整える。 中心市街地の交通の利便性向上に寄与する本事業は、『こどもが育ち、にぎわい息づくまちなか空間を創出する』を目標とする中心市街地の活性化に必要な事業である。		
【支援措置名】	無電柱化推進計画事業補助制度		
【支援措置実施時期】	平成 30 年度～令和 8 年度	【支援主体】	国土交通省
【その他特記事項】			

【事業番号】 4-2【事業名】 都市計画道路豊川橋山手線道路改良事業			
【事業実施時期】	令和 3 年度～令和 9 年度		
【実施主体】	兵庫県、川西市		
【事業内容】	絹延町地内等の都市計画道路豊川橋山手線（県道）の道路拡幅及び歩道整備に伴う費用の一部を負担する。L=30m		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	目標① こどもが育ち、にぎわい息づくまちなか空間を創出する		
【目標指標】	目標指標① 歩行者・自転車通行量（休日）		
【活性化に資する理由】	キセラ川西地区から絹延橋を結ぶ道路及び歩道の拡幅に合わせ、踏切拡幅することで、通行の安全確保とキセラ川西地区へのアクセス向上を図り、中心市街地全体の交通の利便性向上を図る。 中心市街地の交通の利便性向上に寄与する本事業は、『こどもが育ち、にぎわい息づくまちなか空間を創出する』を目標とする中心市街地の活性化に必要な事業である。		
【支援措置名】	交通安全対策補助制度（通学路緊急対策）		
【支援措置実施時期】	令和 3 年度～令和 9 年度	【支援主体】	国土交通省
【その他特記事項】			

【事業番号】 4-3【事業名】 市道 3 号道路改良事業（略）			
【事業番号】 4-4【事業名】 自転車通行空間の整備事業（略）			
【事業番号】 4-5【事業名】 市道4号道路改良事業			
【事業実施時期】	令和6年度～令和10年度		
【実施主体】	川西市		
【事業内容】	美園町地内の市道4号について歩道整備を行う。L=20m		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	目標① こどもが育ち、にぎわい息づくまちなか空間を創出する		

【事業番号】 4-1【事業名】 都市計画道路呉服橋本通り線道路改良事業			
【事業実施時期】	平成 30 年度～令和 8 年度		
【実施主体】	兵庫県、川西市		
【事業内容】	寺畑 1 丁目地内等の都市計画道路呉服橋本通り線（県道）の道路拡幅及び歩道整備に伴う費用の一部を負担する。		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	目標① こどもが育ち、にぎわい息づくまちなか空間を創出する		
【目標指標】	目標指標① 歩行者・自転車通行量（休日）		
【活性化に資する理由】	寺畑 1 丁目地内等の都市計画道路呉服橋本通り線（県道）の道路拡幅及び歩道整備に伴う費用の一部を負担することで、歩行者等の快適な通行と安全・安心な空間を創出し、中心市街地の交通環境を整える。 中心市街地の交通の利便性向上に寄与する本事業は、『こどもが育ち、にぎわい息づくまちなか空間を創出する』を目標とする中心市街地の活性化に必要な事業である。		
【支援措置名】	社会資本整備総合交付金（道路事業）		
【支援措置実施時期】	平成 30 年度～令和 8 年度	【支援主体】	国土交通省
【その他特記事項】			

【事業番号】 4-2【事業名】 都市計画道路豊川橋山手線道路改良事業			
【事業実施時期】	令和 3 年度～令和 9 年度		
【実施主体】	兵庫県、川西市		
【事業内容】	絹延町地内等の都市計画道路豊川橋山手線（県道）の道路拡幅及び歩道整備に伴う費用の一部を負担する。L=30m		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	目標① こどもが育ち、にぎわい息づくまちなか空間を創出する		
【目標指標】	目標指標① 歩行者・自転車通行量（休日）		
【活性化に資する理由】	キセラ川西地区から絹延橋を結ぶ道路及び歩道の拡幅に合わせ、踏切拡幅することで、通行の安全確保とキセラ川西地区へのアクセス向上を図り、中心市街地全体の交通の利便性向上を図る。 中心市街地の交通の利便性向上に寄与する本事業は、『こどもが育ち、にぎわい息づくまちなか空間を創出する』を目標とする中心市街地の活性化に必要な事業である。		
【支援措置名】	社会資本整備総合交付金（道路事業）		
【支援措置実施時期】	令和 3 年度～令和 9 年度	【支援主体】	国土交通省
【その他特記事項】			

【事業番号】 4-3【事業名】 市道 3 号道路改良事業（略）			
【事業番号】 4-4【事業名】 自転車通行空間の整備事業（略）			
【事業名】 事業の新規追加			
【事業実施時期】			
【実施主体】			
【事業内容】			
活性化を実現するための位置付け及び必要性			

	【目標指標】		目標指標① 歩行者・自転車通行量（休日）	
	【活性化に資する理由】		美園町地内の市道４号の歩道を整備することで、歩行者等の快適な通行と安全・安心な空間を創出する。 中心市街地の交通の利便性向上に寄与する本事業は、『こどもが育ち、にぎわい息づくまちなか空間を創出する』を目標とする中心市街地の活性化に必要な事業である。	
【支援措置名】		防災・安全交付金（道路事業）		
【支援措置実施時期】		令和６年度～令和１０年度	【支援主体】	国土交通省
【その他特記事項】				

（４）国の支援措置がないその他の事業

５．～６．略

７．中小小売商業高度化事業、特定商業施設等整備事業、民間中心市街地商業活性化事業、中心市街地特例通訳案内士育成事業その他の経済活力向上のための事業及び措置に関する事項

〔１〕～〔２〕（１）略

（２）①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業

【事業番号】７－２【事業名】ペDESTリアンデッキ・川西能勢口駅周辺及び東側エリアまちづくり調査・研究事業（略）

【事業番号】	【事業名】	(2)②へ移設		
【事業実施時期】				
【実施主体】				
【事業内容】				
活性化を実現するための位置付け及び必要性				
【目標】				
【目標指標】				
【活性化に資する理由】				
【支援措置名】				
【支援措置実施時期】			【支援主体】	
【その他特記事項】				

	【目標】			
	【目標指標】			
【活性化に資する理由】				
【支援措置名】				
【支援措置実施時期】			【支援主体】	
【その他特記事項】				

（４）国の支援措置がないその他の事業

５．～６．略

７．中小小売商業高度化事業、特定商業施設等整備事業、民間中心市街地商業活性化事業、中心市街地特例通訳案内士育成事業その他の経済活力向上のための事業及び措置に関する事項

〔１〕～〔２〕（１）略

（２）①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業

【事業番号】７－２【事業名】ペDESTリアンデッキ・川西能勢口駅周辺及び東側エリアまちづくり調査・研究事業（略）

【事業番号】 7-3【事業名】 中心市街地空き店舗等出店支援事業				
【事業実施時期】		令和２年度～		
【実施主体】		川西市		
【事業内容】		中心市街地の空き店舗に出店する事業者に対し、専門家による経営指導を行うほか、事業が継続できるよう家賃や店舗改修費の一部を補助する。		
活性化を実現するための位置付け及び必要性				
【目標】		目標① こどもが育ち、にぎわい息づくまちなか空間を創出する 目標② まちなかプレーヤーとして活躍できるまちなか空間を創出する		
【目標指標】		目標指標① 歩行者・自転車通行量（休日） 目標指標④ 新規開業者数		
【活性化に資する理由】		中心市街地の空き店舗に出店する事業者に対し、開店の支援を行うとともに、事業が継続できるよう経営相談を行うことで、中心市街地に魅力的な店舗を呼び込む。 中心市街地の経済活力の向上に資する本事業は『こどもが育ち、にぎわい息づくまちなか空間を創出する』、『まちなかプレーヤーとして活躍できるまちなか空間を創出する』を目標とする中心市街地の活性化に寄与する事業である。		
【支援措置名】		中心市街地活性化ソフト事業		
【支援措置実施時期】		令和８年４月～令和１３年３月	【支援主体】	総務省
【その他特記事項】		区域内 専門家による経営指導及び家賃補助等のソフト事業に関する経費が対象。		

【事業番号】 7-4【事業名】 (2)②へ移設

【事業実施時期】			
【実施主体】			
【事業内容】			
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】			
【目標指標】			
【活性化に資する理由】			
【支援措置名】			
【支援措置実施時期】		【支援主体】	
【その他特記事項】			

【事業番号】 7-3【事業名】 中心市街地空き店舗等出店支援事業

【事業実施時期】	令和 2 年度～		
【実施主体】	川西市		
【事業内容】	中心市街地の空き店舗に出店する事業者に対し、専門家による経営指導を行うほか、事業が継続できるよう家賃や店舗改修費の一部を補助する。		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	目標① こどもが育ち、にぎわい息づくまちなか空間を創出する 目標② まちなかプレーヤーとして活躍できるまちなか空間を創出する		
【目標指標】	目標指標① 歩行者・自転車通行量（休日） 目標指標④ 新規開業者数		
【活性化に資する理由】	中心市街地の空き店舗に出店する事業者に対し、開店の支援を行うとともに、事業が継続できるよう経営相談を行うことで、中心市街地に魅力的な店舗を呼び込む。 中心市街地の経済活力の向上に資する本事業は『こどもが育ち、にぎわい息づくまちなか空間を創出する』、『まちなかプレーヤーとして活躍できるまちなか空間を創出する』を目標とする中心市街地の活性化に寄与する事業である。		
【支援措置名】	<u>地域未来交付金（地域未来推進型）</u>		
【支援措置実施時期】	<u>令和 8 年度～</u>	【支援主体】	<u>内閣府</u>
【その他特記事項】			

【事業番号】 7-4【事業名】 中心市街地起業者支援事業

【事業実施時期】	令和 2 年度～		
【実施主体】	川西市		
【事業内容】	中心市街地で新たに起業する者、起業間もない者に対し、セミナーの実施や、悩み相談などのフォローアップを行う。		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	目標② まちなかプレーヤーとして活躍できるまちなか空間を創出する		
【目標指標】	目標指標④ 新規開業者数		
【活性化に資する理由】	中心市街地で新たに起業する者、起業間もない者に対し、セミナーの実施や、悩み相談などのフォローアップを行うことで、事業継続への支援を行い、まちで活躍する人を育成する。 中心市街地の経済活力の向上に資する本事業は『まちなかプレーヤーとして活躍できるまちなか空間を創出する』を目標とする中心市街地の活性化に寄与する事業である。		
【支援措置名】	<u>中心市街地活性化ソフト事業</u>		
【支援措置実施時期】	<u>令和 8 年 4 月～令和 13 年 3 月</u>	【支援主体】	<u>総務省</u>
【その他特記事項】	<u>区域内</u>		

【事業番号】 【事業名】 (2) ①から移設

【事業実施時期】			
【実施主体】			
【事業内容】			
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】			
【目標指標】			
【活性化に資する理由】			
【支援措置名】			
【支援措置実施時期】		【支援主体】	
【その他特記事項】			

【事業番号】 【事業名】 (2) ①から移設

【事業実施時期】			
【実施主体】			

4

	【事業内容】	中心市街地で新たに起業する者、起業間もない者に対し、セミナーの実施や、悩み相談などのフォローアップを行う。		
	活性化を実現するための位置付け及び必要性			
	【目標】	目標② まちなかプレーヤーとして活躍できるまちなか空間を創出する		
	【目標指標】	目標指標④ 新規開業者数		
	【活性化に資する理由】	中心市街地で新たに起業する者、起業間もない者に対し、セミナーの実施や、悩み相談などのフォローアップを行うことで、事業継続への支援を行い、まちで活躍する人を育成する。 中心市街地の経済活力の向上に資する本事業は『まちなかプレーヤーとして活躍できるまちなか空間を創出する』を目標とする中心市街地の活性化に寄与する事業である。		
	【支援措置名】	地域未来交付金（地域未来推進型）		
	【支援措置実施時期】	令和8年度～	【支援主体】	内閣府
【その他特記事項】				

（３）～（４） 略

８．略
◇４から８までに掲げる事業及び措置の実施箇所
[別紙参照](#)

９．４から８までに掲げる事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する事項
〔１〕市町村の推進体制の整備等
①中心市街地活性化を総括する組織
（略）

組織	所属員
市民環境部	部長 副部長
産業振興課	商工業担当 課長１名 課員 <u>2</u> 名

② 略

③川西市議会における中心市街地活性化の審議

会議	要旨
略	略
令和7（2025）年3月 一般会計予算審査特別委員会	・第4期中心市街地活性化基本計画策定の目的について ・タウンマネージャー事業費について
<u>令和7（2025）年9月 議員協議会</u>	<u>・第4期中心市街地活性化基本計画（案）に係る市民意見提出 手続きの実施について</u>
<u>令和7（2025）年10月</u>	<u>・川西市中心市街地活性化協議会の事業費について</u>

	【事業内容】			
	活性化を実現するための位置付け及び必要性			
	【目標】			
	【目標指標】			
	【活性化に資する理由】			
【支援措置名】				
【支援措置実施時期】		【支援主体】		
【その他特記事項】				

（３）～（４） 略

８．略
◇４から８までに掲げる事業及び措置の実施箇所
[別紙参照](#)

９．４から８までに掲げる事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する事項
〔１〕市町村の推進体制の整備
①中心市街地活性化を総括する組織
（略）

組織	所属員
市民環境部	部長 副部長
産業振興課	商工業担当 課長１名 課員 <u>3</u> 名

② 略

③川西市議会における中心市街地活性化の審議

会議	要旨
略	略
令和7（2025）年3月 一般会計予算審査特別委員会	・第4期中心市街地活性化基本計画策定の目的について ・タウンマネージャー事業費について
<u>新規追加</u>	
<u>新規追加</u>	

一般会計決算審査特別委員会		
令和7（2025）年11月 議員協議会	・第4期中心市街地活性化基本計画（案）に係る市民意見及び市議会意見に対する検討結果について	

④ 略

〔2〕中心市街地活性化協議会に関する事項

①略

②構成員及び開催状況

（i）構成員

	区分	団体名	役職	法令根拠
1	経済活力の向上	川西市商工会	会長	法第15条第1項第2号イ
2	同上	川西市	副会長	法第15条第4項第3号
3	都市機能の増進	川西都市開発(株)	副会長	法第15条第1項第1号ロ (川西市出資比率40%)
4	経済活力の向上	（一財）川西市まちづくり公社	副会長	法第15条第1項第2号ロ
5	同上	川西商店連盟		法第15条第4項第2号
6	同上	能勢口商業協同組合		法第15条第4項第2号
7	同上	TEMPO175振興会		法第15条第4項第1号
8	同上	<u>ベルフローラかわにし 商店会</u>		<u>法第15条第4項第2号</u>
9	同上	<u>MSHラソラ川西（合）</u>		法第15条第4項第2号
10	同上	<u>北摂百番街事業協同組合</u>		法第15条第4項第2号
11	同上	<u>川西阪急スクエア</u>		法第15条第4項第2号
12	都市福祉施設整備	（社福）川西市社会福祉協議会		法第15条第4項第2号
13	公共交通機関の利便増進	阪急電鉄(株)		法第15条第4項第2号
14	都市機能の増進	川西市低炭素型複合施設PFI（株）		法第15条第4項第2号
<u>15</u>	<u>同上</u>	<u>公益財団法人川西市文化スポーツ振興財団</u>	<u>監事</u>	<u>法第15条第4項第2号</u>
<u>16</u>	同上	能勢電鉄(株)		法第15条第4項第2号
<u>17</u>	同上	阪急バス(株)		法第15条第4項第2号
<u>18</u>	地域経済代表有識者	(株)池田泉州銀行	監事	法第15条第4項第2号
<u>19</u>	有識者	川西市産業ビジョン推進委員会		協議会規約第5条第1項7号
<u>20</u>	オブザーバー	兵庫県阪神北県民局宝塚土木事務所		
<u>21</u>	オブザーバー	兵庫県阪神北県民局県民躍動室		
<u>22</u>	オブザーバー	(株)日本政策金融公庫尼崎支店		
<u>23</u>	オブザーバー	独立行政法人中小企業基盤整備機構		

（ii）開催状況

開催年月日	会議名・議題等
略	略

新規追加	
------	--

④略

〔2〕中心市街地活性化協議会に関する事項

①略

②構成員及び開催状況

（i）構成員

	区分	団体名	役職	法令根拠
1	経済活力の向上	川西市商工会	会長	法第15条第1項第2号イ
2	同上	川西市	副会長	法第15条第4項第3号
3	都市機能の増進	川西都市開発(株)	副会長	法第15条第1項第1号ロ (川西市出資比率40%)
4	経済活力の向上	（一財）川西市まちづくり公社		法第15条第1項第2号ロ
5	同上	川西商店連盟		法第15条第4項第2号
6	同上	能勢口商業協同組合		法第15条第4項第2号
7	同上	TEMPO175振興会		法第15条第4項第1号
8	同上	<u>パルティ川西名店会</u>		<u>法第15条第4項第1号</u>
9	同上	<u>ベルフローラかわにし 商店会</u>		法第15条第4項第2号
10	同上	<u>MSHラソラ川西（合）</u>		法第15条第4項第2号
11	同上	<u>北摂百番街事業協同組合</u>		法第15条第4項第2号
12	都市福祉施設整備	（社福）川西市社会福祉協議会	監事	法第15条第4項第2号
13	公共交通機関の利便増進	阪急電鉄(株)		法第15条第4項第2号
14	都市機能の増進	川西市低炭素型複合施設PFI（株）		法第15条第4項第2号
	新規追加			
<u>15</u>	同上	能勢電鉄(株)		法第15条第4項第2号
<u>16</u>	同上	阪急バス(株)		法第15条第4項第2号
<u>17</u>	地域経済代表有識者	(株)池田泉州銀行	監事	法第15条第4項第2号
<u>18</u>	有識者	川西市産業ビジョン推進委員会		協議会規約第5条第1項7号
<u>19</u>	オブザーバー	兵庫県阪神北県民局宝塚土木事務所		
<u>20</u>	オブザーバー	兵庫県阪神北県民局県民躍動室		
<u>21</u>	オブザーバー	(株)日本政策金融公庫尼崎支店		
<u>22</u>	オブザーバー	独立行政法人中小企業基盤整備機構		

（ii）開催状況

開催年月日	会議名・議題等
略	略

令和 7（2025）年 11 月 20 日	第 42 回協議会 ・第 4 期川西市中心市街地活性化基本計画の意見書について		令和 7（2025）年 11 月 20 日	第 42 回協議会 ・第 4 期川西市中心市街地活性化基本計画の意見書について	
<u>令和 8（2026）年 4 月 24 日</u>	<u>第 43 回協議会</u> <u>・令和 7（2025）年度事業報告及び会計決算報告について</u> <u>・令和 8（2026）年度事業計画（案）及び会計予算（案）について</u> <u>・役員選任（案）について</u> <u>・第 4 期川西市中心市街地活性化基本計画の一部変更について</u>		<u>新規追加</u>		

③～④ 略

⑤川西市中心市街地活性化協議会の規約
設 置【 第 1 条 】～会議の運営【 第 9 条 】略

事 務 局
【 第 10 条 】
1．協議会の事務を処理するため、事務局を一般財団法人川西市まちづくり公社に置く。
2．事務局の運営に必要な事項は、川西市商工会及び一般財団法人川西市まちづくり公社、川西都市開発株式会社、川西市が共同して処理する。

会 計【 第 11 条 】略

解 散
【 第 12 条 】
1．協議会が解散する場合は、委員の 3 分の 2 以上の同意を得なければならない。
2．協議会が解散した場合においては、協議会の収支は解散日をもって打ち切り、一般財団法人川西市まちづくり公社がこれを決算する。

補 足【 第 13 条 】略

附 則
略
1．この規約は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。
1 この規約は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

[3] 略

1 0．中心市街地における都市機能の集積の促進を図るための措置に関する事項
（1）～（2）略
（3）都市機能の集積のための事業等
次に示す事業を実施することにより、中心市街地において都市機能の集積を図る。

市街地の整備改善のための事業

③～④ 略

⑤川西市中心市街地活性化協議会の規約
設 置【 第 1 条 】～会議の運営【 第 9 条 】略

事 務 局
【 第 10 条 】
1．協議会の事務を処理するため、事務局を川西市及び一般財団法人川西市まちづくり公社に置く。
2．事務局の運営に必要な事項は、川西市商工会及び一般財団法人川西市まちづくり公社、川西都市開発株式会社、川西市が共同して処理する。

会 計【 第 11 条 】略

解 散
【 第 12 条 】
1．協議会が解散する場合は、委員の 3 分の 2 以上の同意を得なければならない。
2．協議会が解散した場合においては、協議会の収支は解散日をもって打ち切り、川西市及び一般財団法人川西市まちづくり公社がこれを決算する。

補 足【 第 13 条 】略

附 則
（略）
1．この規約は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。
新規追加

[3] 略

1 0．中心市街地における都市機能の集積の促進を図るための措置に関する事項
（1）～（2）略
（3）都市機能の集積のための事業等
次に示す事業を実施することにより、中心市街地において都市機能の集積を図る。

市街地の整備改善のための事業

	(略)		
	自転車通行空間の整備事業		
	市道4号道路改良事業		
	都市福利施設を整備する事業 ～ 4～7までの事業及び措置と一体的に推進する事業		
	(略)		
(4) 略			
1 1. 略			
	(略)		
	自転車通行空間の整備事業		
	新規追加		
	都市福利施設を整備する事業 ～ 4～7までの事業及び措置と一体的に推進する事業		
	(略)		
(4) 略			
1 1. 略			